

令和元年第 4 回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分)

(議案第77号)

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区人事委員会は、本年10月21日に、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を2,235円、率で0.58%上回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を平均0.6%引き下げるとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き上げ、4.65月分とするものである。

区では、こうした状況を踏まえて、本年11月18日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同月25日に答申がなされた。

答申の内容は、特別区においては、勧告を踏まえ職員の月例給が引き下げられることを考えると、区長等が重責を負っているとはいえ、その給料等を据え置き、又は引き上げることについては、区民感情を勘案すると慎重な判断が求められるべきであること、一方、区長等の期末手当については、特別給に関する勧告内容が、民間従業員に支給された賞与との比較の結果であることから、当該内容を反映させることは、一定の合理性があること等を総合的に考え合わせた結果、職員と同様、区長等の給料月額及び議員報酬月額を0.6%引き下げるとともに、期末手当の支給月数を0.15月引き上げることが妥当である、とするものである。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することとした。

このことに伴い、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。なお、関連する4件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額並びに区議会議員の議員報酬月額を0.6%引き下げる。(杉並区長等の給与等に関する条例別表第1、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例別表、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第2条)
- 2 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を0.15月引き上げ、年間の支給月数を4.13月とするとともに、区議会議員の期末手当の支給月数を0.15月引き上げ、年間の支給月数を3.88月とする。(杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条及び杉並区監査委員の給

与等に関する条例第4条)

<実施の時期等>

- 1 令和2年1月1日から施行する。ただし、期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年12月1日から適用する。(附則第1項及び第2項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第3項及び第4項)

(議案第78号)

杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区人事委員会は、本年10月21日に、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を2,235円、率で0.58%上回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を平均0.6%引き下げるとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き上げ、4.65月分とするものである。この支給月数の引上げ分については、民間の支給状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしたところである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を踏まえて給与改定を実施することとし、併せて、今年度の定年退職者等の退職手当は、現行の給料月額を基に算定することとした。

このことに伴い、本区においても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例の改正を条建てで行うとともに、そのうち1件の条例については、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、3条建てとする。

<改正の概要>

- 1 職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.15月引き上げ、年間の特別給を4.65月とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間の支給月数を0.10月引き上げ、2.45月とする。(杉並区職員の給与に関する条例第30条)
- 2 行政職給料表及び医療職給料表(医療職給料表(一)を除く。)の給料月額を引き下げる。(杉並区職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2)
- 3 今年度の定年退職者等の退職手当は、現行の給料月額を基に算定することとする。(杉並区職員の退職手当に関する条例附則第22項及び第23項)

<実施の時期等>

- 1 令和2年1月1日から施行する。ただし、第1条による勤勉手当に係る改正は公布の日から、第2条による勤勉手当に係る改正は同年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 第1条による改正後の勤勉手当に係る規定は、令和元年12月1日から適用する。(附則第2項)
- 3 必要な経過措置を定める。(附則第3項から第7項まで)

(議案第79号)

杉並区職員の退職手当に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区人事委員会は、本年10月21日に、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を2,235円、率で0.58%上回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を平均0.6%引き下げるとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き上げ、4.65月分とするものである。

この支給月数の引上げ分については、民間の支給状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしたところである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を踏まえて給与改定を実施することとし、併せて、今年度の定年退職者等の退職手当は、現行の給料月額を基に算定することとした。

このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例の改正を条建てで行うとともに、そのうち1件の条例については、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、3条建てとする。

<改正の概要>

- 1 職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.15月引き上げ、年間の特別給を4.65月とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間の支給月数を0.10月引き上げ、2.45月とする。(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第30条)
- 2 幼稚園教育職員給料表の給料月額を引き下げる。(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例別表第1)
- 3 今年度の定年退職者等の退職手当は、現行の給料月額を基に算定することとする。(杉並区職員の退職手当に関する条例附則第22項から第24項まで)

<実施の時期等>

- 1 令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条による勤勉手当に係る改正は公布の日から、第3条による勤勉手当に係る改正は同年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 第2条による改正後の勤勉手当に係る規定は、令和元年12月1日から適用する。(附

則第2項)

3 必要な経過措置を定める。(附則第3項から第6項まで)

(議案第80号)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、職員の勤勉手当を引き上げることとしている。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところである。

東京都の教育職員の給与については、本年10月16日に、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われたところであるが、公民較差が極めて小さいため、給料表の改定を見送っている。

区では、これらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、給料表の改定は見送り、勤勉手当を引き上げることとした。

このことに伴い、学校教育職員の給与を改定する必要がある。

<改正の概要>

職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.15月引き上げ、年間の特別給を4.65月とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間の支給月数を0.10月引き上げ、2.45月とする。(第32条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条による改正は、令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 第1条による改正後の規定は、令和元年12月1日から適用する。(附則第2項)
- 3 必要な経過措置を定める。(附則第3項及び第4項)